

さやま保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人であいの里さやま保育園
所 在 地	山口市 江崎3935番地
電 話 番 号	083 — 989 — 5074
代 表 者 氏 名	理事長 小池 俊章

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	さやま 保育園
施 設 の 所 在 地	山口市 佐山2793番地
連 絡 先	電 話 番 号 083 — 989 — 3013 F A X 083 — 989 — 2999
管 理 者	園 長 小池 俊章
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	2号認定 3歳児 25人 4歳児 25人 5歳児 25人 3号認定 0歳児 10人 1歳児 15人 2歳児 20人
開 設 年 月 日	昭和 25 年 7 月 1 日
事 業 所 番 号	

3 保育目標・運営方針

<p>(1)保育理念 子どもの豊かな人間性を育成するために、保育所保育指針にまことの保育を織り込んだ仏教保育を実践します。</p> <p>1. 入所する子どもの最善の利益を第一に考え、その福祉を増進します。</p> <p>2. 保護者養育力向上に寄与します。</p> <p>(2)保育の基本方針 健康安全で、情緒の安定した生活環境を用意し、一人ひとりに寄り添う保育に努めます。 保護者と共によりよい協力関係を築き、共に子どもの成長を喜び、子育て家庭を支えます。 地域の様々な人や機関と連携を図り、地域に開かれた保育所として、地域の子育て力の向上に貢献していきます。</p> <p>(3)保育目標 「みほとけさまを おがみます」 「いつも『ありがとう』と いいます」 「おはなしを よくききます」 「みんな なかよくいたします」 人間形成の基礎となる豊かな心を育み、健全な心身の発達を助長するよう、仏教的情操教育に重点を置いて、日々の保育を行っています。</p> <p>(4)こんな保育園でありたい 子どもと保護者にとっての「安心安全な居場所」 子どもの「育ちの場・遊びの場」である。 みほとけ様に見守られ、和顔愛語のあふれる場である。</p>

(5)園舎のコンセプト『こどもたちの屋間のお家は、やさしい自然のあたたかさ』

◎保育園は誰のもの～こどものため、そしてこどもたちを育てる親・先生のため、こどもたちの目の高さで設計された園舎です。また、こどもたちの心に寄り添った、工夫がいっぱいの手づくり園舎です。

◎こどもたちの体にやさしい環境～園舎はすべてデンマークの天然素材で作られています。

こどもたちがふれる保育室、廊下、トイレにいたるまで、天然ムク板と紙、漆喰だけで作られ、木の温かさがこどもたちを包み込みます。北欧デンマークの高断熱、高气密の建築工法で作られ、天窗などの空調・採光設備により、建物自体が呼吸し、自然に冬暖かく、夏涼しい、明るい園内です。また、すべての塗料も果物から作られたこどもに安全なものを用い、先生たちの毎日のそうじも、掃除機とぞうきんがけのみで、化学物質を全く用いていません。

4 本園における施設・設備等の概要

(1)施設

敷地	敷地全体	1445.84	m ²
	園庭	669.54	m ²
園舎	構造	鉄骨造セメント瓦葺き2階建・木造スレートぶき平屋建 造	
	延べ面積	845.57	m ²

(2)主な設備

設備	部屋数	備 考	
乳児室	1室	ひよこ組 (満0・1歳児)	
ほふく室	1室	あひる組 (満0・1歳児)	
保育室	4室	りす組 (満1・2歳児)	うさぎ組 (満2歳児)
		ぞう組 (満3・4・5歳児)	きりん組 (満3・4・5歳児)
遊戯室(ホール)	1室		
調理室	1室		
職員室	1室		
医務室	1室		

5 職員の設置状況(予定)

職 種	員数	常勤(内時短)	非常勤	備考
園長・副園長	2名	2名		各1名
主任保育士・副主任保育士	3名	3名		(保育リーダー)
保育士	22名	15名(2)	7名	常勤の内1名育休
保育補助	5名		5名	幼稚園教諭または保育支援員資格有
管理栄養士	1名	1名		(保育リーダー)
調理員	3名	1名	2名	
看護師	2名	1名	1名	内1名乳児保育担当
事務員	1名	1名		

※ 本園では、「山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月29日山口市条例第29号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の**保育料の他に、別途利用者負担**が必要となります。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の**保育料の他に、別途利用者負担**が必要となります。）

8 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成29年厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時40分～12時30分	15時10分頃	
4歳児		11時40分～12時30分	15時10分頃	
5歳児		11時40分～12時30分	15時10分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば、医療機関で診察等を受け、**アレルギー疾患生活管理指導表**を作成してもらって必ず提出してください。

(4) その他

発達支援保育・緊急一時保育・延長保育事業・地域子育て支援拠点事業

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、給食副食費（3歳以上児）・保護者会費（絵本代含む）・個人用保育用品・親子バス遠足代等。お支払い方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 児童が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時

11 嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	山口嘉川クリニック
医院長名	田村 周
所在地	山口市嘉川1360-3
電話番号	083-988-0788

(2) 歯科

医療機関の名称	うえだ歯科・小児歯科医院
医院長名	上田泰弘
所在地	山口市佐山産業団地南1200-10
電話番号	083-988-0833

12 緊急時の対応

- (1) 保育中に容態の変化があった場合、あらかじめ保護者の指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医または、主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、予めご了承下さい。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園 ご利用相談窓口	・窓口担当者	重富 絵美
	・ご利用時間	8:00~18:00
第三者委員	・電話番号	083-989-3013
	FAX	083-989-2999
	担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。	
	坂井 芳浩	電話番号 083-989-5776
	梅本 富子	電話番号 083-989-4205

※ 本園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。																
防災設備	<table border="0"> <tr> <td>・自動火災報知機</td> <td>有</td> <td>・誘導灯</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・ガス漏れ報知器</td> <td>有</td> <td>・非常警報装置</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・非常用電源</td> <td>有</td> <td>・スプリンクラー</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理</td> <td></td> <td></td> <td>有</td> </tr> </table>	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有	・ガス漏れ報知器	有	・非常警報装置	有	・非常用電源	有	・スプリンクラー	無	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有
・自動火災報知機	有	・誘導灯	有														
・ガス漏れ報知器	有	・非常警報装置	有														
・非常用電源	有	・スプリンクラー	無														
・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有														
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施し、年2回は消防署に報告する。																

15 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター・しせつの損害補償
保険の内容	園児の傷害事故・子育て支援利用者の傷害事故・(保育参加保護者の傷害事故)

16 本園におけるその他の留意事項

延長保育・土曜日特別保育を実施しない日	延長保育を実施しない日は、必ず2ヶ月前のおたよりにて連絡をする。土曜日特別保育を実施しない日は、年度初めに入園のご案内にて事前に連絡する。
行事やお盆、年末年始、年度初終特別保育の日	年度初めにお渡しする入園のご案内にて掲載する。変更のあるときは、必ず2ヶ月前までにはおたよりにて連絡をする。